

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年6月2日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第5号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成26年4月25日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 43,176円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 54歳男性
- 3 事故の概要

平成26年3月22日午前9時30分頃、亀岡市北町地内の府道枚方亀岡線において、市車両が後進した際、車両の右側面部が相手方所有の車両の左前方部に接触し、相手方所有の車両が損傷した。